



令和 5 年 12 月 22 日

子どもの医療費助成の対象年齢を高校生世代まで拡大します！

令和 6 年 4 月診療分から、高校生世代の方(18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日)までが通院および入院の医療費助成を受けることができるようになります。

新たに対象となる方には案内を送付いたします。令和 6 年 4 月以降に、滋賀県内の医療機関を受診される際は、窓口で福祉医療費受給券を提示いただくと、健康保険適用内の医療費が無料になります。

記

1 新たに対象となる子ども

新中学 1・2・3 年生(平成 21 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生まれ)

- ・福祉医療費受給券(子ども医療)を交付します。
- ・福祉医療費受給券(ひとり親、障害)をお持ちの方は現在の券をご利用ください。

新高校生世代(平成 18 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれ)

- ・福祉医療費受給券(子ども[㊦])を交付します。
- ・福祉医療費受給券(ひとり親、障害)をお持ちの方も変更となります。

2 申請の手続き

申請が必要な方：新小学 1 年生、新中学 2・3 年生、新高校生世代、

申請が不要な方：新小学 2 年生～新中学 1 年生

- (1) 申請が必要な方へ、1 月下旬頃に市保険年金課から手続きの案内を送付
- (2) 期限内に申請書を市保険年金課へ提出
- (3) 3 月下旬頃に申請が必要な方・不要な方ともに、4 月から利用できる受給券を送付

問い合わせ先

市民環境部保険年金課

担当：福江、堀部、鶴田

電話：30-6136 FAX：22-1398



子どもの医療費助成の対象年齢を 高校生世代まで拡大します！

彦根市では令和6年4月診療分から、高校生世代の方（18歳に達した日以降最初の3月31日）まで入院・通院の医療費助成を受けることができます！

◎新しく対象となる①と②の方には、福祉医療費受給券交付／更新申請書を送付します。

⇒案内が届いたら申請書を提出してください。

令和6年4月以降、県内の医療機関の窓口で福祉医療費受給券を提示いただくと、入院・通院（調剤薬局も含む）ともに、健康保険適用内の医療費が無料になります。

① 令和6年4月時点で、新小学1年生、新中学2・3年生の方

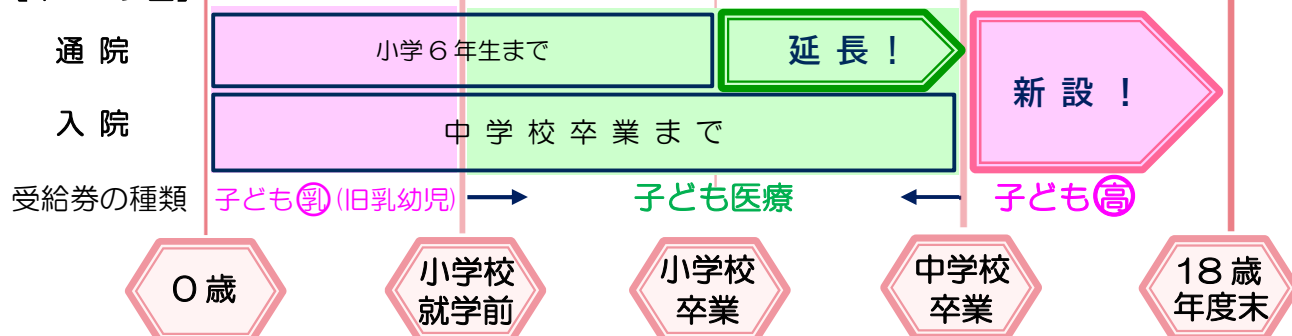
- ・中学3年生までご利用いただける福祉医療費受給券(子ども医療)を交付します。
- ・中学校卒業前には、②（高校生世代）の申請書を別途送付します。
- ・福祉医療費受給券(ひとり親、障害)をお持ちの方は、申請書の送付は致しません。
現在お持ちの福祉医療費受給券(ひとり親、障害)を引き続きご利用ください。

② 高校生世代(令和6年4月時点で新高校1年生～新高校3年生の年代)の方

- ・18歳の年度末までご利用いただける福祉医療費受給券(子ども^高)を交付します。
- ・現在、福祉医療費受給券(ひとり親、障害)をお持ちの方も変更となります。令和6年4月診療分より、新たに交付する福祉医療費受給券(子ども^高)をご利用ください。
- ※ 福祉医療費受給券(子ども^高)の期間終了後、福祉医療費受給券(障害)を再度お持ちいただけますので、別途ご案内します。

③ 福祉医療費受給券(子ども医療)をお持ちの方(令和6年4月時点で新小学2年生～新中学1年生) 令和6年3月中に中学3年生までご利用いただける受給券を新たに交付します。 (申請は不要です。)

【イメージ図】



※注：県外の医療機関を受診された場合は、自己負担後の申請により払い戻しとなります。

健康保険適用外のものとは助成されません。

(健康診断、予防接種、診断書代、容器代、入院時の食事代、選定療養費など)

ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

彦根市役所 保険年金課 年金係 TEL：0749-30-6136